

敦賀基署発第 372 号
平成 25 年 12 月 25 日

別記団体

敦賀労働基準監督署長

偽装請負の排除等請負関係の適正化について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、労働基準行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における偽装請負の排除等請負関係の適正化については、健全な建設業の発展において不可欠なものとなっております。

今般、労働災害を契機に労働安全衛生法違反被疑事件として福井地方検察庁に送検をおこなった事件においては、現場において指揮命令を行っていた元請JVを被疑会社としましたが、これは賃金支払い事業主とは別でした。

また、最近処理した賃金不払いに係る申告事案においては、被害労働者が就労した現場では上位請負者の労働者として管理され、上位請負者と賃金を直接支払っていた事業主とは請負契約書も交わされていない不明朗な契約関係での就労でした。

これらはいずれも不適切な請負関係、労働関係の下で発生した労働災害、賃金未払事案であると言わざるを得ず、安全衛生管理においても労務管理においても事業主の責任があいまいで極めて労働者保護に欠けるものであります。

つきましては、下記について、傘下会員企業をはじめ傘下会員企業の協力会等においても広く周知されるよう特段のご配慮をお願いするものです。

記

- 1 末端の下請けまでの契約について、請負契約であるか否かを明確にし、書面で契約書や注文書、注文請書等を取り交わすこと。
- 2 請負契約の場合は、元請の統括管理上必要があるため、末端に至るまで、下請けに係る届出、いわゆる再下請負通知書を上位請負者に提出すること。その場合、再下請者での安全衛生責任者の選任、職長教育等の援助をすること。

- 3 直接雇用する場合は、労働条件通知書の交付、賃金の直接払い、出退勤管理等の労務管理を自ら行い、事業主責任を明確に果たすこと。
- 4 新規入場者教育等の機会を利用して作業者にアンケートを実施するなどにより、労働者か否か、賃金支払い事業場等を把握すること。

要請先一覽

社団法人敦賀建設業会

会長 稲葉 良一 殿

一般社団法人若狭地区建設業会

会長 山本 治和 殿

一般社団法人若狭町建設業会

代表理事 西野 徳三 殿

建設業労働災害防止協会福井県支部

嶺南分会長 山本 治和 殿